66—02　T

商標権者、商標登録異議申立人、参加人

１．　商標権者

商標権が共有に係るものである場合は、共有者の全員が商標権者である。

２．　登録異議申立人

登録異議申立制度は、「何人も」登録異議の申立てができる制度であり、利害関係人に限定されない。

なお、登録異議申立人が死亡した場合、合併により消滅した場合は、申立てについての地位を承継することはできない。

３．　参加人

(1) 根拠規定

商§43の7（参加）

商標権についての権利を有する者その他商標権に関し利害関係を有する者は、登録異議の申立てについての決定があるまでは、商標権者を補助するため、その審理に参加することができる。

商§43の7②、商§56①→特§148（参加）

４　前項の規定による参加人は、一切の審判手続をすることができる。

(2) 参加できる者

ア 商標権についての権利を有する者その他商標権に関し利害関係を有する者でなければならない。

商標権についての権利を有する者とは、例えば専用使用権者、通常使用権者である。

イ 商標権者を補助するための参加でなければならない。

(3) 参加できる時期

参加は、すでに係属している登録異議の申立てについてするものであるから登録異議の申立てが係属中であって、登録異議の申立てについての決定前でなければならない。

４．　中断又は中止の効力

(1) 根拠規定

商§43の6（審理の方式等）

３　共有に係る商標権の商標権者の一人について、登録異議の申立てについての審理及び決定の手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、共有者全員についてその効力を生ずる。

商§43の7②、商§56①→特§148（参加）

５　第一項又は第三項の規定による参加人について審判手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、被参加人についても、その効力を生ずる。

商§43の7②、商§56①→特§149（参加）

参加を申請する者は、参加申請書を審判長に提出しなければならない。

２　審判長は、参加の申請があったときは、参加申請書の副本を当事者及び参加人に送達し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

３　参加の申請があったときは、その申請をした者が参加しようとする審判の審判官が審判により決定をする。

４　前項の決定は、文書をもって行い、かつ、理由を附さなければならない。

５　第三項の決定又はその不作為に対しては、不服を申し立てることができない。

（改訂 R5.12）